

別表（補助対象経費）

事業区分	内 容	補助率		
	経 費 区 分	第2第1項 (1)(2)(3)	第2第1項 (4)(5)	
後継者育成事業	従事者の技術向上又は具術習得のために行う事業	講師謝金, 講師旅費, 会議費, 会場借料, 印刷製本費, 資料購入費, 教材費, 工具・用具類購入費, 機器・道具類借料及び消耗品費, 後継者育成事業の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
技術・技法の記録収集・保存事業	伝統的工芸品の技術・技法を後世に残すために行う記録収集・保存事業	専門家謝金及び委員謝金, 専門家旅費及び委員旅費, 会議費, 会場借料, 資料購入費(文献, 作品等), 印刷製本費, 消耗品費, 雑役務費及び通信運搬費, 技術・技法の記録収集・保存事業の一部を委託する経費(記録フィルム及び記録文献の作成等)	3分の2	2分の1
原材料確保対策事業	原材料を確保するために行う保全事業	専門家謝金及び委員謝金, 専門家旅費, 委員旅費及び調査旅費, 会議費, 会場借料, 資料購入費, 印刷製本費, 原材料分析費, 消耗品費, 雑役務費及び通信運搬費, 原材料確保対策事業の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
需要開拓事業	伝統的工芸品の新販路の開拓のために行う展示会又は見本市の開催又は出展の事業	専門家謝金及び委員謝金, 専門家旅費, 委員旅費, 事務打ち合わせ旅費及び出展旅費会議費, 会場借料, 資料購入費, 消耗品費, 雑役務費, 印刷製本費(パンフレット, ポスター, 案内状, 報告書等), 通信運搬費, 広告宣伝費, 装飾費, 出展費及び搬入搬出費, 需要開拓事業の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
意匠新商品開発事業	外部専門家等を活用した新商品開発事業	専門家謝金及び委員謝金, 専門家旅費, 委員旅費及び事務打ち合わせ旅費, 会議費, 会場借料, 資料購入費, 消耗品費, 雑役務費, 印刷製本費, 通信運搬費, 新商品試作費及び特許商標等取得に係る経費, 意匠新商品開発事業の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
品質表示, 知名度向上事業	品質表示, 知名度向上のために行う事業	専門家謝金及び委員謝金, 専門家旅費, 委員旅費及び事務打ち合わせ旅費, 会議費, 会場借料, 資料購入費, 消耗品費, 雑役務費, 印刷製本費, 通信運搬費, 広告宣伝費及び特許商標等取得に係る経費, 品質表示, 知名度向上事業の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
産業活動維持保全事業	工芸品の製造に供する備品(10万円以上)の更新, 修繕のために行う事業	修繕費, 道具類購入費	2分の1 (上限30万円)	3分の1 (上限30万円)
その他	その他知事が必要と認める経費	3分の2	2分の1	

